

一般社団法人日本ヘルニア学会 評議員選考に関する細則

I. 評議員選考

1 評議員選考の対象となる者は、下記の要件を全て満たすものとする。

1-1 評議員となる時点で医師免許取得後 10 年以上であること。

1-2 評議員 2 名の推薦を得ていること。

1-3 ヘルニアの手術に 100 件以上術者あるいは指導的助手として関与していること。

1-4 下記 i に該当する学術刊行物にヘルニアに関する研究論文を筆頭著者として 1 編以上執筆発表していること。この論文は評議員選考委員会の審査によって、内容及び掲載誌が適当であると認められたものでなければならない。

i. 原則として論文が業績として認められる学術刊行物

- ① 日本ヘルニア学会誌
- ② 医学中央雑誌、または MEDLINE に収載されているもの
- ③ 著書またはガイドライン

上記学術刊行物であれば原著論文、症例報告、研究速報、総説(注)はいずれも可とする。

(注)総説の内容が“今日の話題”のような簡略なものや症例提示のみの論文、批評などは不可とする。

ii. 原則として論文が業績として認められない学術刊行物、その他

- ① 学会抄録集
- ② 班研究報告書
- ③ Letter to the editor

1-5 本会の主催する学術集会でヘルニアに関する発表を筆頭演者として 2 回以上行っていること。

1-6 本会主催の学術集会ならびに教育セミナーの参加点の合計が 15 点以上であること。これらに参加したことを参加証、受講証・受講終了認定書によって証明できること。ただし、学術集会の参加点は 9 点 (3 回) 以上を、教育セミナーの参加点は 1 点以上をそれぞれ必須とする。

教育セミナーは、鼠径部ヘルニア・ベーシック (2023 年開始) 4 項目全てを受講することを必須とする。ただし、2024 年度 (令和 6 年度) 申請は移行期間とし必須ではないが、2025 年度 (令和 7 年度) 以降は必須とする。(すなわち、教育セミナーの参加点は、2024 年度は 1 点以上、2025 年度からは 4 点以上必要となる。)

参加点の内訳は、下記の通り。

- i. 本会主催の学術集会：3 点
- ii. 本会主催の 2022 年以前に行われた教育セミナー参加：1 点 (参加証の単位数に関係なく、教育セミナー 1 回あたり 1 点)
- iii. 2023 年より開催された学会主催教育セミナー (鼠径部ヘルニア・ベーシック)

を4項目(4単位)全て受講している(受講修了認定書が授与されている):4点
(1項目でも受講しないと0点)。

これらに参加したことは参加証・受講証(受講修了認定書)によって証明しなければならない)。

1-7 本会へ連続5年以上会員であり、会費を完納していること。

2 定款第14条第3項に定める候補者は、関連地域研究会からの教育的評議員としての推薦を受けた者とする。

3 評議員選考委員会への候補者申請の締め切りは2月末とし、評議員選考委員会にて3月に審査を行い、候補者を選考する。同委員会で選考された候補者の中から、4月の理事会で評議員を委嘱するものを承認する。

II. 評議員更新審査

評議員の再任を希望する者は、下記の要件を全て満たす場合に、評議員選考委員会における候補者の選考対象者となることができる(以下、この選考を「更新審査」という)。更新審査を受けようとする者は、任期が満了する定時評議員会の直近の2月末までに、評議員選考委員会に対し、更新審査申請書を提出しなければならない。

- ① 更新前4年間に本会の主催する学術集会もしくは関連地域研究会で発表(筆頭もしくは共同演者)しているか、または司会、座長等を1回以上行っていること。
- ② 本細則I. 評議員選考1-6に定める点数を8点以上所持していること。参加証、受講証(受講修了認定書)により証明しなければならない。

III. 評議員資格喪失

連続してやむを得ない理由なく3回評議員会を欠席した者は評議員資格を失う。(定款第16条)

IV. 附則

本細則は令和6年5月23日から施行する。